

国民健康保険料等の滞納に対する公的対処を求める決議

平成26年1月28日付けの厚生労働省の記者発表によれば、市区町村が国民健康保険（以下、国保という）の保険料を滞納している人に対して、預貯金や給料などを差し押さえて強制的に滞納分を支払わせた件数が、2012年度には、全国で約24万件と5年前の約2倍に達しており、差し押さえ総額は約900億円、差し押さえ額が平均で40万円近くになっている。

国保の保険者には、高齢者や非正規労働者などの低所得者も少なくなく、保険料の支払により急に生活苦に追い込まれる人も多いと思われる。懸命に働いても糊口をしのぐ程度の収入しか得られないため、給与から保険料などが天引きされた後、家賃など生活費を支払えば、ごく僅かな現金しか手元に残らない例もあり、その上、安易な国保料の滞納差し押さえがされることになれば、生活基盤を壊しかねず、由々しき問題である。

そもそも、税金（国税、市県民税）、国民健康保険料（税）、国民年金保険料を滞納している者が、生活苦や困窮状況にあることが判明した場合には、徴収窓口において、免除手続き、徴収猶予、長期分割納付の制度を教示するなどして、生活を立て直し、滞納状態解消のための建設的手だてを指導するのが筋であり、市民の生活を守るべき立場の市区町村が延滞事情の調査をせずに、給料や預貯金を差し押さえてよいものかどうか、甚だ疑問である。

よって、市区町村は滞納者に対して国保料等を徴収する場合には滞納に至った事情を十分聴取の上で、たとえば、「多重債務の場合には債務整理手続きをすること」、「生活保護が必要な場合には生活保護手続きをすること」、「義務教育期間中の子どもがいる場合には就学援助を利用すること」など、滞納者の生活基盤を守るべきであり、われわれは市区町村に対し、このような公的対処を求めるものである。

以上、決議する。

2014年4月12日

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会拡大幹事会参加者一同